

➤ ビリングシステム株式会社

当行は、銀行法第52条の61の10第3項に基づき、ビリングシステム株式会社(以下「当社」といいます。)との電子決済等代行業に係る契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に生じた損害賠償責任の分担について

本サービスに係る電子決済等代行業者の業務に関して、顧客に損害が生じた場合の当社と銀行との間の損害賠償責任の分担は、次の各号のとおりとします。

- (1) 銀行のシステムの欠陥により、当社から受けた指図内容を処理できず、または誤って処理した場合、銀行の管理の不備により情報漏えいが生じた場合、その他の銀行の責めに帰すべき事由による場合は、銀行の負担とします。
- (2) 当社のシステムの欠陥により顧客からの指図内容を銀行に伝達できず、または誤って銀行に伝達した場合、当社の管理の不備により情報漏えいが生じた場合、銀行法施行規則に定める電子決済等代行業再委託者(以下、「連鎖接続先」という)に対する管理の不備により損害が発生した場合、その他の当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社の負担とします。
- (3) 顧客に生じた損害が当社と銀行の双方の責めに帰すべき事由による場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を分担するものとします。

2. 電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置について

当社は、本サービスに係る電子決済等代行業の業務に関し、当社またはその連鎖接続先が取得した顧客に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、銀行が別途定める基準に従ったセキュリティおよび体制を維持するものとします。

当社が、銀行の定める基準を満たさない場合、銀行は当社に対し、報告の徴求、立入検査(但し、当社の同意を得た場合に限る。)是正措置の要求、本サービスの利用の制限または停止その他の適切な措置を行うことができるものとします。

3. 電子決済等代行業再委託者(銀行法施行規則第34条の64の9第3項に該当する事業者をいいます)が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置について

- (1) 当社は、連鎖接続先に対し、本契約における当社の義務と同等の義務を負わせ、連鎖接続先の費用と責任においてこれを遵守させるとともに、責任を分担します。
- (2) 当社は、連鎖接続先に対し、当該連鎖接続先のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために、連鎖接続先との間で連鎖接続の方法および内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導または改善を行うものとし、銀行は、連鎖接続先に前項の義務の不履行があり、または、当社が連鎖接続先に対するかかる指導もしくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、または当社が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停止しない場合に本サービスの利用を制限もしくは停止することができるものとし、銀行は、連鎖接続の停止を求める場合に可能な範囲でその理由を当社に説明するものとし、
- (3) 当社は、連鎖接続先が上記第 1 項に基づいて負う義務の不履行について、連鎖接続先と連帯して責任を負います。
- (4) 当社は、連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について連鎖接続先とともに責任を負うものとし、銀行は、銀行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、連鎖接続先又は連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について責任を負わないものとし、

以上